

後期高齢者医療保険
加入者の皆さまへ

7月は切り替えの時期です!!

「後期高齢者医療被保険者証」が切り替わります

令和2年8月から被保険者証が切り替わります（有効期限が令和3年7月31日となります）。
新しい被保険者証は、**7月下旬までに、市役所から郵送又は窓口等で交付**します。
被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」 ・「限度額適用認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等（低所得Ⅰ・Ⅱ）に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、区分（現役並み）Ⅰ・Ⅱに該当される方は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。
医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、月額自己負担額が限度額までの負担となります。ただし「**今までに認定証の申請を行ったことがある方で、世帯全員が申告済であり、令和2年8月以降も引き続き認定証の対象となる方**」は、**申請がなくても被保険者証と一緒に郵送**します。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の申請に必要なもの

- 対象者の被保険者証
- 対象者の印鑑
- 来所する方の身分証
- 来所する方の印鑑
- 対象者のマイナンバーが分かるもの（通知カード等）

※令和2年度住民税課税世帯の方については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の認定要件に該当しません。
※世帯構成員に**令和2年度所得未申告の方がいる場合**は、今までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の申請を行ったことがある方でも郵送しません。**申告が必要**です。申告により対象となる場合は、窓口にて申請をおこなってください。

■ 問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎893-4411 内線152 ■

75歳未満で国民健康保険に
加入している皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」 「限度額適用認定証」の更新について

現在交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなっております。8月1日以降も適用を受けたい方は、7月1日（水）から更新申請の受付を開始しますので、8月末日までに窓口または郵送にて手続きをお願いします。

※郵送にて申請希望の方は、宜野湾市国民健康保険課のホームページにて詳細をご確認ください。

申請に必要なもの

- 対象者の被保険者証
- 来所する方（届出人）の身分証
- 来所する方（届出人）の認印
- 対象者のマイナンバーが分かるもの

■ 問い合わせ：国民健康保険課 給付係 ☎893-4411 内線138・158 ■

7月31日は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です!!

納付がお済みでない方は、お早めに納付していただきますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった場合、申請により徴収猶予や減免が受けられる場合があります。納付のご相談等については、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

【主な相談内容】 ・ 納付書再発行 ・ 督促状、催告書の相談について ・ 納付相談 ・ 口座振替について

■ 問い合わせ：国民健康保険課 ☎893-4411 ● 保険税係 内線142～145 ● 後期高齢者医療係 内線146